

令和 6 年度

香川県森林審議会議事録

令和 7 年 2 月

香川県森林審議会

令和 6 年度 香川県森林審議会議事録

1 開催日時 令和 7 年 2 月 13 日（木） 10 時 00 分～12 時 15 分

2 開催場所 香川県社会福祉総合センター 7 階特別会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

伊 藤 文 紀	大 森 沙 緒 里	勝 浦 敬 子
久 保 月	土 手 美 恵	名 本 亮 介
東 川 政 富	樋 口 哲 也	増 田 拓 朗
真 鍋 有 紀 子	道 久 工	宮 本 欣 貞

14 名中 12 名出席（五十音順）

(2) 欠席委員

一 色 玲 子 栗 田 隆 義

(3) 事務局

環境森林部	部 長	秋 山 浩 章
環境森林部	次 長	石 井 一 暢
森林・林業政策課	課 長	神 高 洋 一
森林・林業政策課	副課長	山 本 英 幹
森林・林業政策課	課長補佐	渡 部 剛
森林・林業政策課	主席指導員	鴨 川 美 和 子
森林・林業政策課	主任主事	森 田 正 士
森林・林業政策課	技 師	穴 田 真 吾
みどり保全課	課 長	福 家 裕 司
みどり保全課	副課長	松 尾 直 睦
みどり保全課	課長補佐	久 山 保
東部林業事務所	所 長	高 尾 勇 一 郎
西部林業事務所	所 長	鷺 岡 義 晴
小豆総合事務所	課 長	稲 田 好 孝
（環境森林課）		
森林センター	所 長	河 野 司

4 議事録署名委員指名

審議会運営要綱第 5 の規定に基づき、東川議長が名本委員と真鍋委員を指名した。

5 会議に付した議案及び報告案件

(1) 第 1 号議案 香川県森林審議会会長の選任等について

(2)第2号議案 香川地域森林計画の変更について

(3)報告案件

- ・保安林転用解除及び林地開発許可状況について

6 会議に付した議案の審議結果

(1)第1号議案 香川県森林審議会会長の選任等について

- ・森林法第71条の規定に基づき、委員の互選により東川委員が会長に選任された。
- ・森林法施行令第7条の規定に基づき、会長が新しく就任した委員の所属部会を指名した。

[森林転用調整部会]部会長 増田拓朗

部会委員：一色玲子、大森沙織里、栗田隆義、土手美恵、東川政富、樋口哲也

[森林病虫害等防除部会]部会長 伊藤文紀

部会委員：勝浦敬子、久保月、名本亮介、真鍋有紀子、道久工、宮本欣貞

(2)第2号議案 香川地域森林計画の変更について

香川地域森林計画書（変更）案は、原案のとおり議決された。

7 議事の経過

別紙のとおり

司会 (山本副課長)	定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会を開催いたします。 本日、会議の進行を努めさせていただきます、森林・林業政策課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 開会にあたりまして、秋山環境森林部長より御挨拶申し上げます。
秋山部長	香川県環境森林部部長の秋山でございます。 開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。 また、日頃は、本県の森林・林業行政をはじめ、県政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。 当審議会は、知事の諮問を受け、地域森林計画の樹立又は変更、林地開発の許可に関する事項、保安林の指定・解除に関する事項、森林病虫害等の防除に関する事項などを御審議いただく、森林法に基づく重要な機関でございます。 御承知のように、森林は山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源など多様な公益的機能を有しており、私達の暮らしに欠かせない大切な役割を担っております。 また、県内の森林では、昭和 40 年代後半の松くい虫被害の跡地に植栽されたヒノキが、木造住宅の柱材として利用できる時期を迎え、今後は、これらの森林資源をどのように使い、森林を守っていくかということが重要となっており、県では、「かがわヒノキ」のロゴマークを決定するなど、認知度向上、利用促進に努めており、森林の整備と森林資源の循環利用の推進に取り組んでいます。 本日、御審議をいただく「香川地域森林計画」は、全国森林計画に即して、本県の森林に関する施策の方向性や、地域特性に応じた整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町の計画策定の指針となる計画であります。 本計画は、令和 2 年 12 月に樹立し、令和 3 年 4 月を計画始期とする 10 か年の計画であります。本年度の調査により、計画の対象とする森林の現況等に変動があったことを踏まえ、その計画内容を一部変更しようとするものです。 委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますとともに、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての私からの御挨拶とさせていただきます。
司会 (山本副課長)	まず初めに、11 月の委員改選に伴いまして、新しい委員に御就任いただいておりますので、各委員を御紹介させていただきます。 (出席委員の紹介後、欠席委員を紹介) 本日御出席いただいております委員は、14 名中 12 名で、当審議会運営要綱の 3 に規定しております定足数の過半数を満たしておりますので、この会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。本日の会議につき

	ましては、環境への配慮の観点から、可能な限りペーパーレスで開催させていただきます。 そのため、会議資料につきましては、お手元のパソコンまたはスクリーンを御覧いただければと存じます。御協力をよろしくお願いいたします。 本日、御用意しておりますのは、 ○01 審議会次第 ○02 配席図 ○03 香川県森林審議会委員名簿 ○04 香川県森林審議会運営要綱等 ○05 森林審議会の根拠法令等 また、審議会資料としましては、「06 香川県森林審議会資料一覧」のとおり、 ○07 別冊 香川地域森林計画書（変更）案 ○08 資料1 変更概要 ○09 資料2 新旧対照表 ○10 資料3 森林審議会参考資料 ○11 資料4 林道計画位置図 ○12 資料5 用語解説 ○13・14 資料6 報告事項・位置図 以上でございます。不足している資料がございましたら、お申し出ください。 なお、会次第議事にあります「香川地域森林計画の変更について」に関して、森林法第6条第3項の規定により「知事は、地域森林計画の案について、森林審議会の意見を聴かなければならない」とされておりますことから、2月4日付けで、香川地域森林計画（変更）案について、知事から審議会に対し、諮問させていただきました。 諮問の写しは事前に送付させていただいております。 それでは、議事に入らせていただきます。 第1号議案「香川県森林審議会 会長の選任等について」であります。 今回は、委員改選後、初めての審議会でございますので、森林法第71条「森林審議会の会長は、審議会委員が互選した者をもって充てる。」との規定により、会長の選任をお願いしたいと思います。
道久委員	林業家であり、林業普及協会の会長でもある東川委員をお願いしてはいかがかと思います。
司会 (山本副課長)	ただいま、道久委員から、東川委員にという御発言をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。 (異議なし)

東川会長	異議がないようですので、会長は東川委員に決定させていただきます。ありがとうございました。東川会長、会長席にお移りいただき、御挨拶をいただきたいと存じます。 ただいま、会長に選任されました、林業普及協会の東川でございます。会長就任にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。 香川県の森林林業につきましては、資料にもある民有林からの搬出量について、令和5年度においては年間約 6800 m³という数字が出ておりますが、供給量につきましては、全国で下から第2位、あるいは第3位から第4位くらいの量であり、近隣と比較してみますと、徳島県と比較して約 50 分の 1 以下、愛媛県、高知県との比較におきましては、100 分の 1 以下というような量であります。 このような零細な林業県ではありますが、戦後に日本全国で植林を行いまして、香川県がその時期から 10 年から 15 年ほど遅れて、昭和 40 年代から 50 年代に盛んに植林が行われました。 当時ヒノキが中心に植えられましたが、現在だいたい 45 年生くらいに成長してきて、十分に利用ができるような状況になってきております。特に香川県産ヒノキについては、非常に良質で強度も十分にあり、非常に素晴らしいヒノキなのですが、今後、ブランド化をして、香川のヒノキとして全国の流通網に出していこうという動きもあるようです。 また、香川県の一般的な里山には、クヌギやコナラ等の有用な広葉樹が資源として豊富にあります。従来、そういった広葉樹は、シイタケの原木や薪として使われておりましたが、近年では新たに家具の用材としての利用も始まっております。 香川県の身近にある里山を木材の生産の場だけでなく、例えば「森のようちえん」、「森の音楽会」あるいは「森カフェ」など企業の経営の場として森林を利用するというような、いわゆる森林の空間利用を通して林業のサービス産業化ということを、近年、林野庁も推進しているところであります。 そういった、流れの中で香川県の森林林業を見てみると、希望を持って展開していけるのではないかと私は思っております。 小さな林業県ではありますが、豊かな「香川型林業」、これを目指して香川の森林林業政策を進めていただきたいと思いますと思っております。簡単ではございますが、会長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
司会 (山本副課長)	ありがとうございます。 当審議会には、運営要綱第8の規定に基づき、「森林転用調整部会」と「森林病虫害等防除部会」の2つの部会が設置されています。 各委員の所属部会の指名につきましては、森林法施行令第7条の規定に基づき会長が定めることとなっております。新たに御就任いただいた委員の所属部会について、東川会長から指名をお願いします。

東川会長	それでは、私の方から指名させていただきますので、事務局より所属部会一覧の配布をお願いします。 まず、「森林転用調整部会」の委員ですが、一色委員、大森委員、栗田委員、土手委員、樋口委員、増田委員にお願いしたいと思います。なお、私も当部会に所属いたします。また、部会長につきましては、増田委員に引き続きお願いしたいと思います。 次に、「森林病虫害等防除部会」ですが、伊藤委員、勝浦委員、久保委員、名本委員、真鍋委員、道久委員、宮本委員にお願いしたいと思います。また、部会長につきましては、伊藤委員に引き続きお願いしたいと思います。 以上のとおり、各7名ずつを御指名申し上げますので、それぞれのお立場で御審議を賜りたいと存じます。 また、今回、委員改選後はじめての審議会ですので、森林審議会公開要領及び森林審議会傍聴要領について改めて確認したいと思います。 お手元の資料で、香川県森林審議会運営要綱等を御覧ください。この中で、運営要綱7の規定に基づき定めております公開要領と公開要領第5に基づき定めております傍聴要領については、引き続き同じ内容で運用したいと思います。ですが、いかがでしょうか。 (異議なし) それでは、そのようにさせていただきます。
司会 (山本副課長)	以上で、第1号議案「香川県森林審議会 会長の選任等について」は終了いたしました。本審議会の公開、非公開については、森林審議会公開要領の第2に「審議会は、原則公開とする。」と規定されておりますので、第2号議案以降の審議につきましては、公開とさせていただきます。 本日の審議会の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、おられないことを報告申し上げます。 それでは、第2号議案からの議事進行につきましては、当審議会運営要綱の2に「会長が会議の議長となる。」と規定されておりますので、東川会長にお願いいたします。
東川会長	それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。 まず、第2号議案の審議に入ります前に、当審議会運営要綱の5に基づき、本日の審議会の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。本日は名本委員と真鍋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、香川県知事より諮問を受けております議案の「香川地域森林計画の変更について」審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事務局 (神高課長)	森林・林業政策課長の神高でございます。いつもお世話になっております。 それでは、議案「香川地域森林計画の変更について」御説明いたします。お手元の資料1「香川地域森林計画の変更について」を御覧ください。

事務局 (渡部課長補佐)	1 ページ目の「1 香川地域森林計画の位置付け」についてであります、全国的な計画として森林・林業基本法に基づき、我が国の森林林業施策の基本的な方針を定める森林・林業基本計画と、森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産省が策定する全国森林計画があります。 この全国森林計画に即して、国有林については森林管理局が地域別の森林計画を策定し、民有林については都道府県が地域森林計画を策定することとなっております。また、都道府県の地域森林計画に沿って市町村が市町村森林整備計画を策定することとなっております。 都道府県の地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、10 年を1期とする計画を5年ごとにたてることとなっており、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を定めるとともに、市町村森林整備計画の指針となるものです。現行の香川地域森林計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の計画となっております。 2 ページの「2 香川地域森林計画の変更理由」を御覧ください。 本年度の調査により、計画の対象とする森林区域面積等の変更が生じたことから、森林法第5条第5項の規定に基づき、見直しを行うものであります。 2 ページ目の「3 香川地域森林計画の変更の手続き」を御覧ください。 (1) 計画(変更)案の作成及び公告・縦覧については、森林法第5条第5項の規定に基づき作成した香川地域森林計画(変更)案について、県民の意見を聴くため、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和6年12月20日から令和7年1月17日までの約30日間、本計画書(変更)案を公衆の縦覧に供しましたが、意見の提出はありませんでした。 (2) 各市町・森林管理局への意見聴取については、関係機関の意見を聴くため、縦覧期間が満了した後、森林法第6条第3項の規定に基づき、県内全市町及び国有林を管轄する四国森林管理局などに意見照会を行いました。その結果、本計画書(変更)案に対しては、特に異存がない旨の回答を得ております。 こうした手続を経て、香川地域森林計画(変更)案をまとめ、森林審議会に諮問したものであり、本日、御審議いただくものでございます。 香川地域森林計画(変更)案の具体的な内容については、担当から説明させていただきます。 森林・林業政策課で担当いたします渡部です。 それでは、香川地域森林計画(変更)案について御説明いたします。 資料1の2ページ目、「4 香川地域森林計画(変更)の概要」を御覧ください。まず、(1)「以下の項目に関する記載内容を修正」の表を御覧ください。上から順に御説明します。
-------------------------	--

一番上の項目「森林計画区の概況」についてです。09 新旧対照表 6 から 8 ページもあわせて御覧ください。

本項目では、森林計画区の概況について、最新の状況に合わせ、社会経済的背景や、森林・林業の動向等を時点修正しております。

続きまして、真ん中の項目「天然更新に関する指針」についてです。

本項目では、今年度、香川県天然更新完了基準を変更したことに伴い、記載内容を修正しております。09 新旧対照表 10 ページもあわせて御覧ください。

近年、ウッドショックや為替変動などにより、国産広葉樹の需要が高まっているため、今後、県内でも広葉樹の伐採が増えることが予想されるなか、今年度、香川県天然更新完了基準を変更し、天然更新完了の判断基準を適正化するものであり、林野庁から天然更新完了基準を見直すよう周知があったことなどから、本県の現状や他県の状況も踏まえ、見直したものです。

香川県天然更新完了基準の変更の主な内容としましては、林野庁の「天然更新完了基準書作成の手引き」に基づき、期待成立本数を 3,000 本/ha から 10,000 本/ha に変更し、それに伴って天然更新すべき立木本数を 3,000 本/ha 以上としました。また、更新樹種の成立本数として算入すべき稚樹高を、50cm 以上かつ隣接する競合植物の高さ以上とすることで、更新の判定基準の適正化を図るものです。

なお、香川県天然更新完了基準の運用にあたり、現時点では、天然更新に関する技術的な知見は限られていることから、今後の技術の向上等を踏まえ、必要に応じてこの完了基準を改訂してまいります。

続きまして 3 番目の項目「その他必要な事項」についてです。09 新旧対照表 11 ページもあわせて御覧ください。

本項目では、近年の生物多様性に関する国内外の動きにあわせて、令和 6 年 3 月に策定された生物多様性を高めるための課題整理や林業生産活動を通じた経営が行われてきた森林における生物多様性を高めるための具体的な森林管理手法を提示した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」により、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する旨を記載しております。

次は、(2) 計画区域面積等の変更について、表の上の項目「地域森林計画対象民有林面積」についてです。09 新旧対照表の 9 ページもあわせて御覧ください。

本年度、坂出・中讃森林調査区を中心に森林計画区域面積の見直しを実施し、地籍調査の結果や、現況調査の結果、並びに林地開発等の完了による森林以外への転用などを反映させて、地域森林計画対象民有林面積の修正を行った結果、現行計画において 79,256 ヘクタールであった森林面積が 79,394 ヘクタールとなり、138 ヘクタール増加しております。

また、市町ごとの面積及びその増減の要因等については、資料 1 の 3 ページ

	目、参考「計画対象森林面積 対比表」にまとめております。 続いて、下の項目「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の面積」についてです。09 新旧対照表 11 ページもあわせて御覧ください。 本項目では、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林としては、土砂崩壊防備及び土砂流出防備、水源かん養の保安林、保安施設地区、砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域内の森林を指定しておりますが、今年度は、東かがわ市、三木町、善通寺市等において、土砂流出防備保安林の指定等があったことと、まんのう町における地籍調査の結果により、すでに指定されていた土砂流出防備保安林の面積が精査されたこと等から、20,267 ヘクタールであった面積が 20,398 ヘクタールとなり、131 ヘクタール増加するものでございます。 以上が、香川地域森林計画について、現行計画との主な変更内容です。 その他の変更点につきましては、資料2の「香川地域森林計画書 新旧対照表」で御確認ください。 以上のような内容で、別冊の「香川地域森林計画書（変更）案」を作成し、本審議会に提案させていただいております。 なお、資料3及び4については、本審議会の開催の都度、配付させて頂いている参考資料でございますので、説明を省略させていただきます。 以上をもちまして、香川地域森林計画の変更についての説明を終わります。
東川会長	ただ今、事務局から説明がありました内容について、御意見、御質問がありましたら、御発言いただきたいと思っております。
真鍋委員	天然更新の本数の見直しのところについてですが、天然更新の現地での作業や管理についてイメージが湧かないので、そのあたりをお聞きしたいです。
事務局 (鴨川主席指導員)	伐採した後に自然の力を借りて、種から芽生えるもの、ぼう芽という切株から芽が出るものがあるのですが、伐採から5年後に、何本現地に生えているかというのを調査して、何本以上あれば更新が完了していると思なすというように天然更新の場合は確認をします。その確認にあたっての本数を見直すものです。 森林所有者、伐採造林をする方が、市町に伐採及び造林の届出をします。5年後に市町の担当者の方が現地に確認に行くこととなっております。森林所有者、伐採造林の届出をする方も5年後までに更新ができているかを確認して市町へ報告していただくのですが、天然更新が完了したかどうかや樹種の判断が難しいため、市町の担当者による確認の際には、県の林業普及指導員という担当もおりますので連携して確認をするということで考えています。

真鍋委員	分かりました。
東川会長	他に御意見、御質問等ありませんか。
勝浦委員	新旧対照表の８ページで県産木材の搬出量の内訳で栽培きのこ類生産額が大きく、きのこ栽培がされているみたいですが、きのこ栽培の業者、メーカーがあるのでしょうか。
事務局 (神高課長)	通常のほだ木で栽培されるシイタケもありますが、一番多いのが工場でのきのこ栽培でありまして、香川県内でも大手の業者の工場がありますので、その生産された額としての数字です。
勝浦委員	分かりました。
東川会長	他に御意見、御質問等ありませんか。
伊藤委員	去年、一昨年くらいからのキクイムシ被害について、非常に増えているのでその状況についてお聞きしたいです。
事務局 (神高課長)	ナラ枯れについてのことだと思いますが、香川県内でも、令和元年から発生して、初めは小豆島内の発生から始まったのですが、その後、市町でも被害が発生している状況です。 ナラ枯れは夏にコナラ、クヌギ等が一気に枯れるというような被害が発生しておりまして、カシノナガキクイムシという昆虫によるものです。全ての木が枯れるわけではないのですが、現状でいうと、コナラ、クヌギ等が被害を受けているという状況です。全国的に発生しておりまして、被害に関しては防除したところもありますが、すべてを駆除するというのは困難な状況にありまして、被害が全国的に拡大しているという状況であります。県内でも集団的にコナラ、クヌギ等が枯れているということも聞いており、県としては、枯れた後の対処としては森林に人が入りやすいところ、道路等、その他のインフラに関わる場所について、市町と連携して、人的被害等が発生しないように、講じているという状況でございます。 また今後、被害が発生したところの跡地についてもどうしていくかを検討していかなければならないと思っています。 加えて、最初に会長の御挨拶の中でもありましたが、里山林の広葉樹は、昔は薪とか炭、シイタケのほだ木に使われていましたが、現在では使われなくなったということで、伐られずに太い木になってきているという状況があって、ナラ枯れに関しても、大径木にキクイムシが潜入しやすいとも言われております。したがって、広葉樹の利活用についての仕組づくりも図っていきたいと考えております。香川地域森林計画には、書き込めておりませんが、今後そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
東川会長	木材利用の立場から樋口委員さん、いかがでしょうか。

樋口委員	以前はマツが植えられていて松くい虫の被害があり、現在ではヒノキが中心になっていると思いますが、資材としての利用からいうと、もともと量が少ないといえ少ないけれども、せっかくですのなるべく地元で少しでも使いやすくなるような仕組みがあればと思います。地域での利用を促進できるような方策について、何かありますでしょうか。
事務局 (神高課長)	県としましては、少ないなりに非常に質のいい材が出ているということで、それをどんどん使っていけるような方策を講じている状況でございます。 この香川地域森林計画の中でもお話ししましたが、香川県のヒノキの構成でいうと、全国での構成よりも15年ほど遅れておりまして、今まさに柱として利用できる径のヒノキが増えてきていて、利用期になってきているということです。この機を逃さずに利用して、そしてまた植えて、育てていくというサイクルに入っていけるように、その一助となるような施策をやっていきたくて考えております。皆さんもご存じのとおり、森林は非常に多面的な機能を持っており、私たちの暮らしにとって大切な資源でございます。その資源を守るためには人工林でいえば、間伐等の手入れをすること、それからまた、先ほどお話ししましたように人工林以外の広葉樹についても利活用を図っていく必要があるという状況になっております。 いわゆる川上、山で手入れや搬出をしていくことの重要性を考えておりますし、そこから出した材が県内で確保できるように加工施設を整備し、また、それが川下で使われていくようにということで、住宅の助成、それ以外にもPR効果が高いような建築物については、助成をしていこうと考えております。川上から川下までが一連となった取組みを力強く進めていくということが重要と考えております。 加えて、このサイクルをまわしていくためには、どの業界でもそうですが、人の問題がまずあると思いますので、森林整備等の担い手の育成にも、取り組んでおります。県では、昨年4月から県立農業大学校に新たに林業・造園緑化コースを新たに設けて、新規就労者の裾野を広げていこうと考えており、また林業に従事している方々の待遇、就業環境を改善するため、市町と県、香川県森林組合連合会で協議会を設置しておりまして、この協議会で、担い手の研修などもやっております。 最後に、「かがわヒノキ」としてブランド化にも取り組みまして、川上から川下までの林業の振興や木材産業の振興を図っていきたくて考えております。
東川会長	他にありますか。
久保委員	「かがわヒノキ」のブランド化を進める流れの中で、去年の暮にブランドマークを公募して作った経緯があるかと思いますが、そのマークの活用について教えていただきたいです。
事務局 (神高課長)	香川県は面積的には小さいのですが、北向きの斜面でヒノキが時間をかけてゆっくり育ってきております。そういう特徴をとらえた形でブランドロゴマー

	クとして作らせていただきました。 今後これについては、県だけが使うのではなくて山の方から川下の工務店など、広く知っていただくためにも皆様が広く使えるような形にしていきたいと考えております。
久保委員	ありがとうございます。これからいろいろなところで、お目に掛かることになるのかなと期待しております。
事務局 (神高課長)	ありがとうございます。そのようになるように努めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。
勝浦委員	間伐材などから割りばしの加工をしており、香川のヒノキに関しても一部流通していると思います。香川県産ヒノキの割りばしを香川県産品として広げていければと思っていますが、どうでしょうか。
事務局 (神高課長)	県産ヒノキを使った割りばしということですが、限られた県産ヒノキではありますので、これまでも材として柱を取った残った部分を活用して、割りばしを作っていて、それをPRに使わせていただいております、県としてもPR効果が高いと考えておまして、引き続きPR等に関してやっていきたいと考えています。「かがわヒノキ」のブランドとしての活用も考えており、今後もPRに使っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
勝浦委員	割りばしに用いる端材に関してですが、スギやヒノキなどいろいろな材が混ざっていて、ヒノキの割りばしとして使うならば、できたら製材所などの段階で分けていただいてヒノキの端材として用いることができれば良い箸ができるのではないかと思いますので、端材としてもそういった利活用ができるようにぜひお願いできればと思います。
事務局 (神高課長)	お箸に使う端材に関してですが、どこで購入しているものか等伺いしながら、確認させていただいて、検討させていただいたと思います。よろしくお願いいたします。
東川会長	他にございませんか。
大森委員	知り合いで香川県産材のヒノキを使おうとして、製材所をお願いしたところ、使ったことがないという理由で難しく、結局使わなかったという話を聞きまして、流通に関して、工務店の方々としては製材所を通しての話になるので、そのあたり確認が必要だと思います。 もう1点ですが、建築基準法が4月から変わる関係で柱の強度の情報も必要になってくるかと思います。香川県産ヒノキの強度についても検査しているかと思いますが、その情報を建築士会など関係機関に情報をいただき、発信していけたら利用促進にもなるのかなと思いますのでお願いしたいです。

事務局 (神高課長)	流通の関係ですが、香川県のヒノキの流通に関してもこれまでは限られていたということで、製材する工場も1者が主という状況でございました。効率よく柱材を製材するには専用の機械が必要となるのでそのような状況でございました。 今後、先ほども御説明しましたように、流通というか、製材関係で、加工関係の施設の支援に取り組んでいきたいと思っております。 また流通の過程では、これまでも香川県産材につきましては、香川県森林組合連合会さん、一般社団法人香川県木材協会さんが事務局となって、香川県産木材認証制度を作っておりまして、認証材として、流通を図ってきたところでございます。 今後につきましては、香川県森林組合連合会さん、木材協会さんと協力して、流通関係について検討していけたらと考えております。最終的には、山側から供給量が増えていき、それが県内で確保されて使われていくというような形のサイクルを目指していければと考えております。 そういったところで、建築士さんをはじめ、設計者さんにも、御協力いただきたいと考えております。また、工務店さんにも、県産ヒノキを使えますということで、現在も施主さんへの住宅助成をさせていただいています。そういった補助も含めて、工務店さんや設計士さんに使っていただきたいと考えており、「かがわヒノキ」の認知度を高められるようなことをやっていきたいと思っております。
事務局 (渡部課長補佐)	強度試験につきましては、昨年度も行っており、情報についてはインターネットの方に掲載をしております。木材協会さんと共同で行っておりますので、またお知らせいたします。
大森委員	分かりました。
東川会長	他にございませんか。
土手委員	私は3年ほど森林公園の管理をしておりまして、ナラ枯れの被害も見えていて恐ろしいほど枯れるという印象を受けています。広葉樹への需要が高まってきているというお話もありますが、ナラ枯れでは大径木、大きな木が枯れるということで、材として使える大きな木が枯れてしまうことで材として使えなくなってしまう状況を目の当たりにしております。民有地でも同じ状況だと思いますが、ナラ枯れで枯れた木を材として使うことはできないのでしょうか。そういった検討はありますでしょうか。
事務局 (神高課長)	ナラ枯れした木の材の利用については、ナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシが発生した場所を中心に広がっていきますので、枯死した材の移動については基本的にはしないこととなっております。 材の利用については、今後検討していきたいとは思いますが、先ほど広葉樹の利用というお話をさせていただいたのは、枯死した木を利用するというわけではなく、大径化した広葉樹を利用できるような仕組みづくりをできたらとい

土手委員	うことを考えています。 ありがとうございます。防除の方にも取り組んでいると思いますが、防除もなかなかうまくいっておらず、被害は拡大している印象を受けています。県内のほとんどの市町で被害が出ており、香川県下全域に蔓延する可能性もありますので、枯れてしまった木についても資源として使っていないと難しいのではないかと感じているところです。被害拡大のために持ち出せないというのはとてもよく分かるのですが、乾燥が進むと中の虫も死んでしまうなど、例えば一定の期間をおけば搬出も可能となる等、資源の活用について考える場があってもいいのかなと思いました。よろしくお願いします。
事務局 (神高課長)	全国的に先に被害が発生している都道府県の状況や、知見も集めながら検討させていただければと思いますのでよろしくお願いします。
東川会長	他にないでしょうか。他に特に意見がなければ、香川地域森林計画の変更の案につきまして、お諮りしたいと思うのですが、この変更案につきまして、案の通り、承認することに異議ございませんでしょうか。 (異議なし) 異議がないようですので、この議案につきましては、案のとおり承認することとし、その旨、香川県知事に答申いたしたいと思います。 地域森林計画に係る今後の手続きについて、事務局から説明してください。
事務局 (渡部課長補佐)	承認いただきました「香川地域森林計画書（変更）案」につきましては、今後、農林水産大臣への協議を行い、大臣の同意を得て、3月中旬までに香川地域森林計画を決定し、公表する予定であります。
東川会長	続きまして、議題3 報告案件の「保安林転用解除及び林地開発許可状況について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (久山課長補佐)	保安林転用解除及び林地開発許可の状況について報告させていただきます。 最初に、当会議に報告する事項について、改めて御説明いたします。森林審議会転用調整部会の運営方針第2の1の規定によりまして、審議の対象となる事項は、森林の開発行為の許可及び保安林の転用解除を伴う開発行為の実施、国または地方公共団体によって行われるものを除くとされています。 また、同方針の第2の2により、森林の転用解除に係る面積が1ha 未満の事案及び保安林以外の森林について開発行為に係る面積が5ha 未満の事案につきましては、知事が特に必要と認める場合を除き、森林転用調整部会における個別審議を省略するとされております。 また、同方針の第2の3により、これらの事案につきましては、解除及び許可の決定後に開催する会議で報告することとされておりますので、当会議において御報告させていただくものでございます。

資料 6 の保安林転用解除及び林地開発許可状況を御覧ください。

まず（１）を御覧ください。今回御報告させていただく対象の期間につきましては、前回の森林審議会での報告をさせていただいた期間の後の令和 5 年 12 月 9 日から令和 7 年 1 月 20 日までとしております。

つづきまして（２）を御覧ください。

保安林の転用による解除につきましては、今回報告する案件はございません。

続きまして（３）を御覧ください。

林地開発につきましては、開発の目的が太陽光発電設備の設置を目的とするものにつきましては 0.5ha を超える場合に、その他の場合につきましては、森林の面積が 1 ha を超える場合に知事の許可が必要となります。

今回の報告期間におきましては、31 件の許可を行っております。

①許可の内容として表にとりまとめております。

許可を行った日付の順に、左端の欄に番号を振り、それぞれについて、許可年月日、種別、申請者、開発森林の場所、開発森林面積、開発目的、許可の期間を記載しています。

種別の欄において、新規で許可した案件が 17 件あります。

これらの内、1 番の開発につきましては、太陽光発電用地造成を目的に、今回初めて申請があり、許可をしたものです。残りの 16 件につきましては、過去に許可を行っているものですが、許可期間の超過により一時的に開発行為ができなくなったことから、開発を継続するため新たに申請があり、許可をしたものでございます。

次に、変更許可を行った案件が 14 件あります。

変更許可の手続きは、開発行為の目的の変更や、開発森林面積の 0.3ha 以上の変更、開発行為期間の延長など、変更の内容が重要とみなされる場合に必要となるものです。

今回報告する変更許可については、主に開発期間の延長を変更理由としたものです。それぞれ期間の延長におきましても、防災施設計画の軽微な変更等を含んでいる場合もあることから、内容の審査を適切に行い、許可を行っています。

最後に、林地開発許可した案件の位置図を付けていますので、御参照ください。今後も引き続き保安林解除、林地開発許可におきまして適正な執行に努めていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

東川会長	今、保安林転用解除、林地開発許可の状況について説明がありましたが、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。 ないようですので、進めさせていただきます。 続きまして、次第の「3その他」について、事務局から何かありませんでしょうか。
事務局 (渡部課長補佐)	事務局の方からは特にございません。
東川会長	特にないようですので、せっかくの機会でもありますので、御意見がありましたら、仰っていただければと思います。
真鍋委員	民間企業の取組みなので、ここで聞くことではないかと思うのですが、去年の5月ぐらいに確かナイスさんと大倉工業さんが、香川と徳島の木材利用の促進に関する協定に関するニュースがあったと思いますが、例えばそういった民間の取組みによってこれからの木材利用や流通等に関する見通しのようなのがあれば、教えていただけたらと思います。
東川会長	もう新聞発表でも一部ありましたけれども、新たな取組み、香川県産ヒノキのブランド化に向けて全国展開をしていこうというような動きについて、課長御説明をいただけますでしょうか。
事務局 (神高課長)	県と民間企業との取組みで、木材を使っていこうという中で、建築物への木材利用促進を図るための協定を結ぶという制度がございます。 木材利用促進協定の協定制度を利用しまして、県では、今まで4つの促進協定を結んでまいりました。ナイス、大倉工業、徳島県、香川県、この4者の協定であったり、木材協会さんと、県の協定であったり、大倉工業さんと香川県森林組合連合会さんと県の協定であったり、協定を締結して、事業者さんが取り組む木材の利活用の取組みを、情報共有や情報提供などを行い、支援して参りたいというふうに考えております。 県としては、県産ヒノキを中心とした県産材の利活用に取り組んで参りたいと思っており、そういった活動に取り組んでいただける事業者さんがあれば、木材利用促進協定等も含めて取り組んで参りたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。
真鍋委員	香川県の私たち事業者は県産材を使いたいという思いがありながら、実際使うとなると、いろいろなハードルがあって使えないということも多いと思いますので、利用促進協定を結ぶことで、何か変わるのであれば意義があると思います。もう少し私たちも、踏み込んで県の方等とも情報交換しながら、使っていけたらと改めて思いました。ありがとうございます。
東川会長	県産材を使いたい方と使ってもらいたい方とのミスマッチが起きている状況なのかなと思います。県主導で供給や利用がスムーズに行われるような方

	法、方策を考えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
事務局 (神高課長)	搬出、それから各流通、利用の方も、一連の流れの中でできるように取り組んで参りたいと思います。 引き続きよろしくお願いいたします。
勝浦委員	先ほどお話した内容に加えて、割りばしをブランド化できないかというお話なのですが、県産品に関しての冊子があると思うのですが、それに当てはまるかどうか検討していただいて、もし当てはまるようでしたら、県産品として割りばしを冊子に載せていただけないかと思っております。 それから、普及協会さんに御協力いただいて、割りばしをアンテナショップに置いていただいています。 アンテナショップに立ち寄った際に、駅前の賑わいに比べて、アンテナショップは3階にありますが、とても地味に感じまして、制限等があり大変なのは分かるのですが、室内に松ぼっくりのゴジラが置かれていてとても良かったです。規制があるとは思いますが、ゴジラを外から見える位置、通路のガラスの外のところになんかの形で貼るなどすると通った方の目に止まり、アンテナショップに入っただけなのではないかと思いました。
東川会長	普及協会として、運営の委託を受けて、アンテナショップを運営させていただいているのですが、何年か経ってマンネリ化しているのは、否定できないかなと感じてはおります。 皆さんの御意見もお聞きしながら、ディスプレイや出品の商品関係をより魅力的なものとなるように検討していきたいと思っております。いろいろな御意見をいただくのが非常にありがたいので、参考にしながら工夫していきたいと思います。
事務局 (神高課長)	県としましては、場所としてできることとできないことがありますので、何ができるのか検討していきたいと思います。また、割りばしの県産品でのPRについて、良い御提案だと思いますので、交流推進部と協議の上、どうことができるかについて検討していきたいと思います。
東川会長	他に御意見ございませんか。 特にないようでしたら、私の方から1つ提案なのですが、香川県の地域森林計画の中身については、林業という非常に一般の方には分かりにくいところがあるかと思います。それぞれの委員さん、それぞれの専門の立場から、計画に関して御意見をいただいているところではあるのですが、林業について、山奥でどういう状況なのか、非常に分かりにくい部分もあるかと思います。そこで、もし可能であれば、この計画、林業に関する内容が少しでも分かるような現場の見学ができればと思うのですがどうでしょうか。
事務局 (神高課長)	本日、大変貴重ないろんな御意見をいただきましたので、現地がこの様になっているという状況を皆さんに見ていただけるような方策について検討させ

東川会長 司会 (山本副課長)	ていただきます。 開催の日程や方法について、検討することがあると思いますので、また会長にも御相談をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。それでは、本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、進行を司会にお返しします。 以上をもちまして香川県森林審議会を閉会とさせていただきます。 本日は、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。
-----------------------------------	--